

日本土地家屋調査士会連合会公式ウェブサイト、公式SNS運用要領

(目 的)

第1条 この要領は、日本土地家屋調査士会連合会公式ウェブサイト（以下「公式サイト」という。）、日本土地家屋調査士会連合会公式SNS（日本土地家屋調査士会連合会が情報提供媒体として使用する公式SNSのアカウント（以下「公式SNS」という。））の運用及び利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 公式サイト、公式SNSは、日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）の各種情報を会員及び社会一般に提供するものとする。

(機 器)

第3条 公式サイト、公式SNSの運営に必要な機器の導入及び管理は、総務部が所管する。

(運 用)

第4条 公式サイト、公式SNSの構成及びデザイン等の作成、トップページの運用及び管理は、広報部が所管する。なお、運用責任者は広報部長とする。

2 前項のほか、公式サイトの各ページの運用及び管理の各部の分掌は、別表による。

3 公式サイトのシステム管理及びメールアドレス・会員ID・暗証番号の発行の事務並びに公式SNSのアカウント・暗証番号の管理の事務は、連合会事務局長が行う。

(情報の作成)

第5条 前条第2項の各ページに記載する情報は、分掌した各部等が作成する。

2 各部等が作成した情報の公式サイト、公式SNSへの記入、更新及び削除は、各部等の申出により、運用責任者が行う。

3 運用責任者は、前項の公式サイト、公式SNSの更新等の補助業務を行う者を連合会事務局職員から選任し、当該事務を行わせることができる。

(公式サイト、公式SNSへの掲載、更新及び削除)

第6条 前条第2項の申出の要領は、次による。

(1) 代表者名（部長名等）

(2) 申請者の連絡先（メールアドレス等）。ただし、役員名簿等により連絡先が明らかであるときは、連絡先の記載を要しない。

(3) 具体的掲載内容及び掲載期間並びに修正及び削除等の詳細

(会員の広場)

第7条 「会員の広場」とは、連合会の役職員等、土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）の役職員及び調査士会の会員（以下「会員」という。）のみが利用できる専用公式サイトであり、下記に分類する。

(1) 会員への各種情報伝達ページ

(2) 会員専用掲示板

（リンクの制限、基準）

第 8 条 他のウェブサイトから公式サイトにリンクする申込み又は掲載の申込みを受けた者は、運用責任者に報告し、その決裁を受けなければならない。

（外部向け公式サイト、公式 SNS への掲載禁止事項）

第 9 条 外部向け公式サイト、公式 SNS には、次に掲げる内容のものは掲載を禁止する。

- (1) 法令又は条例、会則および諸規定に違反し、又は違反のおそれのあるもの
- (2) 連合会、調査士会及び土地家屋調査士の品位を欠く、又はそのおそれのあるもの
- (3) 虚偽及び誇大記述内容、又はそのおそれのあるもの
- (4) 著作権、知的所有権等を侵害するおそれのあるもの
- (5) 特定の個人の営利目的での利用、又はそのおそれのあるもの
- (6) 特定の個人及び組織等を誹謗中傷する内容、又はそのおそれのあるもの
- (7) 政治活動、宗教活動及び選挙運動等これらに類似するもの
- (8) 公序良俗に反するもの
- (9) その他運用責任者、理事会が掲載を不相当と判断したもの

（会員の広場における禁止事項）

第 10 条 「会員の広場」の利用には、次に掲げる行為を禁止する。

- (1) 第 7 条に掲げる者以外の利用
- (2) 同一人物による成りすまし
- (3) 虚偽、中傷、誹謗及び風説の流布等の意見投稿
- (4) 犯罪行為に関する情報の投稿又はこれに類する行為
- (5) 他人の信用、名誉及びプライバシーを侵害する行為
- (6) 他人の著作権、肖像権その他の権利を侵害する行為
- (7) 宗教的及び政治的な勧誘行為
- (8) 業務に関しない営利を目的とした情報又は営利的色彩を帯びた行為
- (9) 会員の広場の運用及び利用を妨げる行為
- (10) その他運用責任者が不適切と認めた行為

（公式サイト、公式 SNS の内容の修正及び削除等）

第 11 条 運用責任者は、前 2 条の規定に該当する場合、または個人情報の保護に関する法律に抵触するおそれがあると思慮するとき及び運用責任者が公式サイト、公式 SNS への掲載を不相当と判断したときは、予告することなく、公式サイト、公式 SNS の修正及び削除をすることができるものとする。

（免責事項）

第 12 条 連合会は、公式サイト、公式 SNS によって生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（要領に定めなき事項）

第 13 条 公式サイト、公式 SNS の運用に関し、この要領に定めなき事項は、総務部長と広報部長が

協議して決定するものとする。

（要領の改廃）

第 14 条 この要領の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この要領は、平成 23 年 2 月 17 日から施行する。

附 則（別表）

この要領は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（第 1 条～第 9 条、第 11 条～第 13 条）

1 この要領は、令和 3 年 4 月 23 日から施行する。

附 則（第 1 条）

1 この要領は、令和 4 年 7 月 14 日から施行する。

公式ウェブサイト分掌申し合わせ

公式ウェブサイトの運用及び利用に関して、各部の分掌を以下のとおり申し合わせる。

(1) トップページ 外部向けHP	
①写真、バナー等	広報部・事務局
②お知らせ	総務部・広報部・事務局
③日調連について	総務部
会長挨拶	総務部
組織について	総務部
情報公開	総務部・業務部
土地家屋調査士白書	広報部
アクセス	総務部
④日調連の活動	各部等
周年事業	総務部・広報部
シンポジウム・講演会	広報部
出版物のご紹介	広報部
会報「土地家屋調査士」	広報部
会議	総務部
研修	研修部
土地家屋調査士法第 25 条第 2 項に規定する「地域の慣習」	研修部
日調連データセンターシステム	業務部
⑤土地家屋調査士とは	
土地家屋調査士について	広報部
不動産登記について	広報部
土地家屋調査士を目指す方へ	広報部
⑥土地家屋調査士に相談する	
全国の土地家屋調査士会	総務部
ADR境界問題相談センター	社会事業部
相談Q＆A	広報部
⑦お問い合わせ	総務部
⑧基本情報	
個人情報の保護に関する方針（プライバシーポリシー）	総務部

リンク	総務部
サイト利用条件	総務部

(2) 会員の広場	
①周年事業	総務部・広報部
②Eメールマンスリー	広報部
③調査士カルテMap	業務部
④eラーニング	研修部
⑤オンライン申請関係	業務部
⑥会員に役立つツール関係	広報部
⑦掲示板	各部等
⑧ダウンロード関係	各部等
⑨各部等のページ	各部等
⑩日調連ADRセンター	社会事業部
⑪日調連技術センター	業務部
⑫日調連共済会	財務部

※上記以外のページについては、ページを作成した部等が分掌する。

会員及び会員外からの質問等は、総務部が掌握し、次の各号に従って対応する。

- (1) 上記申し合わせにより各部等が分掌するページに関する質問等は、分掌した各部等が対応する。
- (2) 総務部は、前各号以外の質問に対応する。